

防人育第24032号
令和4年12月21日

統合幕僚監部総務部人事教育課長
陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課長
海上幕僚監部人事教育部教育課長
航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課長
殿

人事教育局人材育成課長
(公印省略)

教範作成に関する手続について（通知）

標記について、教範に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第34号）に基づき教範を作成するに当たっては、下記によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、教教第2795号（62.6.1）は、廃止する。

記

1 教範作成時の事前調整について

新たな教範の作成（全部改正を含む。）に当たっては、主として政策上の観点から内容の確認を行う必要があるため、草案の段階で、人事教育局人材育成課と事前調整を行うものとする。

また、調整期間については、おおむね2週間を目途とするが、教範の内容等によってはあらかじめ十分な調整期間を見込んでおくものとする。

なお、草案の提出に当たっては、公文書によることを要しない。

2 教範及び訓練資料の提出について

教範及び訓練資料については、作成又は改正の都度、人事教育局人材育成課に1部（電子データ可）提出するものとする。